

## 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成17年10月19日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)中幸町マンション建設計画」 に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社モリモト 東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番4号 代表取締役社長 森本浩義
	指定開発行為の名称	(仮称)中幸町マンション建設計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区中幸町三丁目26番24号 外 (区域面積:4,283.61㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の新設(地下2階、地上38階建)
	指定開発行為の内容	計画戸数:370 戸、計画人口:1,124 人、最高高さ:130.87 m、建築面積:1,440 ㎡、延べ面積:49,179 ㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成18年 9月 完了予定:平成20年12月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成17年10月19日(水)から 平成17年12月 2日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで (横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)
	縦 覧 場 所	川崎市:川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所 田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中 原区役所及び川崎市役所(環境局環境評価室) 横浜市:鶴見区役所、港北区役所、横浜市役所(環境影響 評価課) 大田区:六郷特別出張所、矢口特別出張所、羽田特別出 張所、大田区役所(環境保全課)
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見の ある方は、以下の期限までに意見書を提出できます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行 為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成17年12月 2日 (郵送の場合は、平成17年12月 2日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先 (意見書提出先)	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm